

Q 24時間休ませることをもって、労働基準法上の休日としてよいか

A

労働基準法上の休日は、原則として暦日（午前0時～午後12時）単位で与える必要があります（昭和23.4.5年基発535号）。

ただし、交替制をとる場合の休日は、暦日ではなく継続する24時間でも差支えないとされます。

この例外を適用するには、

- ① 交替制によることが就業規則等により定められており、制度として運用されていること
- ② 交替が規則的に定められているものであって、勤務割表等によりその都度設定されるものではないこと

の2つの要件が求められます（昭和63.3.14基発150号）。